

(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

事業概要	帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターの設備整備を支援する。
補助事業者	帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センター
基準額	<p>(ア) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000 円</p> <p>(イ) HEPA フィルター付パーテーション 1 台当たり 205,000 円</p> <p>(ウ) 個人防護具 1 人当たり 3,600 円</p> <p>(エ) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円</p> <p>(オ) 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額</p> <p>(カ) 知事が必要と認めた検査機器 知事が必要と認めた額</p>
補助対象経費	<p>帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターが対象設備を整備するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア) HEPA フィルター付空気清浄機</p> <p>(イ) HEPA フィルター付パーテーション</p> <p>(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を下記に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ) 簡易ベッド</p> <p>(オ) 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>※ 簡易診療室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>(カ) 知事が必要と認めた検査機器</p> <p>※ 知事が必要と認めた検査機器とは、別表2のうち、知事が帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査セン</p>

	ターが新型コロナウイルス感染症に係る検査を行うにあたって必要と認める機器をいう。
補助率	10/10
補助金額	次により算定された額とする。 1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

※参考 個人防護具に関する規格参考例

種別	規格参考例
マスク	<p>感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。</p> <p>顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造である。</p> <p>鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。</p>
ゴーグル	<p>防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。</p>
ガウン	<p>耐水性のある不織布素材である。</p> <p>長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。</p> <p>業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留める締めひもを有する。</p>

グローブ	<p>水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。</p> <p>手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。</p>
キャップ	<p>毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。</p> <p>マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。</p> <p>不織布素材であること。</p>
フェイスシールド	<p>防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着可能である。</p>

別表 2（別表 1（4）関係）

品	目
1	滅菌器
2	電気冷蔵（冷凍）庫
3	遠心沈殿器
4	クリーンベンチ
5	安全キャビネット
6	遺伝子増幅装置
7	検体採取ボックス
8	遺伝子自動抽出装置
9	その他検査に必要な機器及び備品